

## 西日本石炭輸送統制株式会社関連資料

木庭, 俊彦  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/21910>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 27, pp.95-113, 2012-03-23. 九州大学附属図書館付  
設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

## 【資料紹介】西日本石炭輸送統制株式会社関連資料

木庭俊彦

太平洋戦争が勃発した一九四一年末以降、日本の戦時経済は深刻な船舶不足に陥り、汽船に加えて個々の機帆船業者に対する統制も強化されていった。九州・山口炭の供給に不可欠な機帆船輸送計画を一元的に管理したのが、一九四三年に設立された西日本石炭輸送統制株式会社であった。

まずは同社の成立過程について述べておきたい。後掲資料一の「沿革」でも明らかなように、日中戦争下の一九三八年五月には、重油の配給を行うために若松石炭類輸送用重油規正組合が組織され（以下、若松重油規正組合と略す）、約四千八〇〇隻の機帆船が九州・山口炭の専属船として登録された。一九四一年一二月には、航行承認制の実施にともなって、若松重油規正組合に登録されている一五総トン以上の機帆船は、機帆船海運組合の全国組織（全国機帆船海運組合聯合会、以下全機聯と略す）と運航委託契約を結ぶことになった。

しかし、若松重油規正組合は、その中枢が石炭業者によって占められていたため、各地区の機帆船海運組合と対立的な立場にあった<sup>1)</sup>。そこで、

一九四二年七月、全機聯内に石炭業者・回漕業者・機帆船業者で構成された西日本石炭輸送委員会が設置され、同委員会が九州・山口炭の輸送計画に関する実務を取り扱うことになった。他方で、一九四二年末から四三年半ばにかけて、九州・山口炭輸送の共同引受と配船をより効果的に行うため、若松・筑後・唐津伊万里・佐賀・佐世保・長崎・熊本・博多・関門・宇部の各地区機帆船運送株式会社が生まれた<sup>2)</sup>。

その後、戦局の悪化による船腹不足や石炭増産計画に対応して、一九四三年三月、西日本石炭輸送委員会を基礎に西日本石炭輸送統制株式会社<sup>3)</sup>が設立された（四四年四月に西日本石炭輸送株式会社と商号変更<sup>3)</sup>、以下、両社を西日本社と略す）。同委員会と若松重油規正組合は解散し、全機聯と運航委託契約を結んでいた機帆船は、西日本社を新たな運航委託者として契約を変更することになった。同社は、九州・山口炭輸送を原則として独占し、若松をはじめとする各地区機帆船運送株式会社を代理店として活用することとなった（後掲資料の図を参照<sup>4)</sup>）。

さらに、一九四四年六月の鈴木貞一内閣顧問による現地視察の結果を

うけて、同年七月一〇日には、前述の一〇地区機帆船運送株式会社と西日本社との間で合併契約が締結された<sup>6)</sup>。それにもとづいて、一月二四日を合併期日とする認可申請書が海運総局等に提出され、被合併各社は事実上解散していった。その間、「官庁方面ノ手続完了セザリシ」ために事務面でやや混乱が生じたが、期日には認可を受け、一九四四年六月三〇日現在の財産目録をもとに引き継ぎが行われた。終戦後も西日本社は活動を続けたが、一九五〇年四月、機帆船に対する重油の割り当て削減などが影響して解散するに至った<sup>7)</sup>。

さて、戦時下における九州・山口炭輸送の統制とその実態については、東京大学経済学部に所蔵されている「戦時海運資料」が有用な情報を与えてくれる（丸善からマイクロフィルム版が販売）。これは、海運統制に関わった業界団体、海運総局などの政府機関、船舶運営会などの統制機関、各種民間企業によって作成された資料群であり、海上輸送力増強対策や行政査察に関連する文書、機帆船に対する調査概要、西日本社からの実績報告などが収録されている。

しかし、西日本社そのものに関する一次資料はそれほど多く残っていない。筆者のこれまでの調査によれば、同社資料を比較的にまとまった形で管理しているのは、戦時金融金庫および国民更生金庫の資料を「閉鎖機関清算関係資料」に一括して分類している国立公文書館つくば分館<sup>8)</sup>、「西日本石炭輸送統制株式会社記録綴」として配架している福岡県立図書館、雑多な資料群として保存している九州大学記録資料館のみである。

ここでは、九州大学記録資料館の資料について取り上げてみたい。目録のとおり、同館では、西日本石炭輸送委員会および西日本社に関連する書類一二五点を「に」という群名で収蔵している（整理データが現存

していないため、あらためて目録を作成した）。特徴的なのは、社内用の試案、委員会議事録や重役会議事録、それら会議の際のメモ類など内部資料が残されている点である。管見の限り、他の機関で収集されている資料の内容と重複はほとんどみられない。ただし、戦時末期のため紙質が極めて悪く、文字も薄れてきており、損耗の著しいものも少なくない。同館の資料について紹介する所以である。

本稿では、紙幅の関係上、「西日本石炭輸送統制株式会社要覧 附輸送力増強対策試案」（に一三二）と「大詔奉戴日訓示要録」（に一二六）を復刻するとどめる。前者（資料一）は、作成年月日が不明であるが、一九四三年七月までの沿革が記されていること、「輸送力ノ増強対策」で一五総トン以上の機帆船の国家使用を提言していることから、一九四三年八月から四四年二月までの間に作成されたものと推定される<sup>9)</sup>。青焼き印刷のため劣化が激しく、判読不明の文字が散見される。後者（資料二）は、一九四三年四月八日から四四年四月八日までの大詔奉戴日における訓示を筆写したものである。

これらの資料は、西日本社がいかなる経緯で設立・合併されたのか、また、同社が戦局の悪化と輸送力不足という状況に対してどのような認識を持っていたのかを示している。

例えば、資料一の「輸送力ノ増強対策」および「現行制度ニ於ケル輸送上ノ支障事項」では、反則不登簿船の存在、奨励金を含む運賃額とその支給方法の問題、西日本社所属船の譲渡や船名変更の横行、船員の不足など、機帆船海運統制の限界を引き起こしていた諸要因に関する言及がみられる<sup>10)</sup>。また、資料二から、輸送計画遂行上の課題とされていた西日本社と各地区機帆船運送会社の「一体化」が、一九四四年二月以降に

は実質的にすめられていた様子がうかがえる。西日本社による現状分析を踏まえたうえで、内閣顧問の現地視察（四四年六月と一〇月）が行われ、それが九州・山口炭増送策として次々に打ち出されていった特別措置に結実したのである。

復刻にあたって適宜読点と傍注〔 〕を加え、原則として旧字体を常用漢字に改めた。また、判読不明の文字は□で表記した。なお、委員会・重役会議事録などの貴重資料については、今後、調査・研究をすすめて別の機会に報告する予定である。

#### 〔付記〕

本稿は、平成二三年度文部科学省科学研究費補助金（若手〔B〕）「戦前・戦時期の日本における産業発展と輸送」による研究成果の一部である。

#### 注

- (1) 以下、船舶運営会編『船舶運営会々史・中』一九四七年、一六頁。
- (2) 一九四二年四月発表の「機帆船回漕統制会社設立要綱」にもとづいて、機帆船に関する回漕業者が統合され、一九四三年五月までに全国三三地区で機帆船運送株式会社が設立された（以上、全国海運組合連合会編集委員会編『全海運沿革史』内航ジャーナル株式会社、一九八二年、四七頁）。
- (3) 西日本石炭輸送株式会社「第四期営業報告書」自昭和一九年四月一日至昭和二〇年三月三十一日（戦時金融金庫・貸付金関係書類（貸付金九三一号））国立公文書館つくば分館蔵）。

- (4) 以上、木庭俊彦「太平洋戦争期における機帆船海運」『歴史と経済』第二〇四号、二〇〇九年七月、三六頁。

- (5) 運輸通信省海運総局「鈴木査察使現地措置決定事項処理概要」一九四四年六月三日（戦時海運資料）リール三九）。

- (6) 以下、西日本石炭輸送株式会社代表取締役四方田茂「会社合併並ニ資本増加事項報告書」昭和二〇年一月二五日（西日本石炭輸送統制株式会社記録綴（七）営業報告書類綴）福岡県立図書館蔵）。

- (7) 笹木弘他『機帆船海運の研究』多賀出版、一九八四年、五一―八頁。なお、西日本社の解散時期に関して、前掲『全海運沿革史』（一〇三頁）は一九四九年七月、野村治一良『わが海運六十年』（一九五五年、二一〇頁）は一九五〇年三月としている。今後、各地区機帆船運送会社の設立過程、それら機帆船運送会社と西日本社の合併にともなう諸問題の発生、終戦後の西日本社の経営動向について分析をすすめていきたい。

- (8) 「閉鎖機関清算関係資料」については、原朗・山崎志郎編著『戦時日本の経済再編成』（日本経済評論社、二〇〇六年、序）に詳しい。同資料を使用した近年の研究書としては、山崎志郎『戦時金融金庫の研究』日本経済評論社、二〇〇九年が挙げられる。

- (9) 一九四四年二月二五日には、九州・山口炭輸送に従事する一五総トン以上の機帆船に対して、国家使用令書が發送されている（前掲「鈴木査察使現地措置決定事項処理概要」）。なお、一五総トン以上の機帆船全般が国家使用となるのは一九四四年一〇月である。

- (10) 機帆船海運統制の限界については、前掲、木庭「太平洋戦争期における機帆船海運」を参照。

目録

請求記号	タイトル	作成年月日	作成者（→受取）	形態	数量
に19 -	人事二関スル書類	昭和17年8月	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 1	第三次指令（契約済）	昭和17年12月15日	全国機帆船海運組合聯合会 西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 2	第四次指令（契約済）	昭和17年12月25日	全国機帆船海運組合聯合会 西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 3	第五次指令（契約船）	昭和18年1月25日	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 4	第六次指令（契約船）	昭和18年1月25日	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 5	第七次指令（契約船）	昭和18年2月10日	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 6	第八次指令（契約船）	昭和18年2月20日	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 7	第九次指令（契約船）	昭和18年2月28日	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に20 8	昭和17年4月-12月要輸送量対輸送実績比較図	昭和18年1月27日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 9	緊急配船指令船割当表	昭和17年12月30日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 10-1	（1月中）九州山口炭機帆船要輸送配船目標（全機聯引受分）	[昭和18年] 1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 10-2	昭和18年2月中九州山口炭機帆船要輸送配船目標（全機聯引受分）	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 10-3	昭和18年3月中九州山口炭機帆船要輸送配船目標（全機聯引受分）	昭和18年3月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 11-1	西日本機帆船輸送数量及所属船腹・現在請書ニ依ル事故及回答調査	昭和17年12月10日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	2
に20 11-2	西日本機帆船輸送数量及所属船腹・運航指令書ニ対スル請書ニ依ル回答内容調査	昭和17年12月20日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	2
に20 11-3	西日本機帆船昭和17年下期要輸送数量及所属船腹・運航指令書ニ対スル請書ニ依ル回答内容調査	昭和18年1月31日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	2
に20 11-4	西日本機帆船昭和17年下期要輸送数量及所属船腹	昭和18年2月10日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-1	積出実績集計表	昭和17年11月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-2	積出実績集計表	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-3	月報訂正二関スル件	昭和18年2月9日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-4	積出実績集計表	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-5	積出実績集計表	昭和17年10月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-6	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表 規正組合（加入船）機帆船	昭和17年10月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-7	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表（未加入）機帆船	昭和17年10月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-8	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表（未加入）帆曳船	昭和17年10月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-9	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表 規正組合（加入船）機帆船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-10	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表 規正組合（未加入）機帆船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-11	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表 規正組合（加入船）機帆船	昭和17年11月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-12	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表（未加入機帆船）	昭和17年11月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-13	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表（未加入）帆曳船	昭和17年11月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に20 12-14	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覽表 規正組合加入船	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1



請求記号	タイトル	作成年月日	作成者 (→受取)	形態	数量
に 20 12-15	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 未加入船 (機帆船)	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-16	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 未加入船 (帆曳船)	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-17	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表	昭和18年1月中旬	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-18	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表	昭和18年2月11-20日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-19	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合加入船	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-20	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合未加入機帆船	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-21	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合未加入帆曳船	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-22	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 (未加入) 帆曳船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-23	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表	昭和18年3月1-10日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-24	七地区航行承認ニ依ラザル仕向地隻数、積噸実績表	昭和17年10月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-25	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別輸送実績表	昭和18年1月1-10日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-26	九州山口機帆船石炭輸送実績報告	昭和18年2月1-10日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-27	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合 (加入船) 機帆船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-28	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合 (未加入) 機帆船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-29	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 (未加入) 帆曳船	昭和17年12月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-30	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 規正組合加入船	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-31	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 未加入船 (機帆船)	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-32	九州山口機帆船石炭輸送仕向地別、隻数、積噸一覧表 未加入船 (帆曳船)	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 12-33	積出実績集計表	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 13-1	重点輸送実績月報・旬報	昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会	紙	2
に 20 13-2	重点輸送一覧表・実績月報・実績報告	昭和18年1-2月	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に 20 14	伊勢湾向航行承認実績表	昭和17年10月-昭和18年1月	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 20 15	[昭和18年2月中の全機聯引受分割当表]	昭和18年2月	西日本石炭輸送委員会事務局	綴	1
に 21 1	船舶運航指令書	昭和18年4月1日	全国機帆船海運組合联合会・西日本石炭輸送委員会事務局 委員長 鶴丸廣太郎	紙	1
に 21 2	九州山口炭積地ブロック運送取扱会社名所在地	不明	全国機帆船海運組合联合会・西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 21 3	各地区機帆船海運組合住所及理事長名並電話番号表	不明	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 21 4-1	昭和17年4月-昭和18年3月西日本石炭積出年報表	不明	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 21 4-2	昭和17年4月-昭和18年3月西日本石炭積出年報表	不明	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1

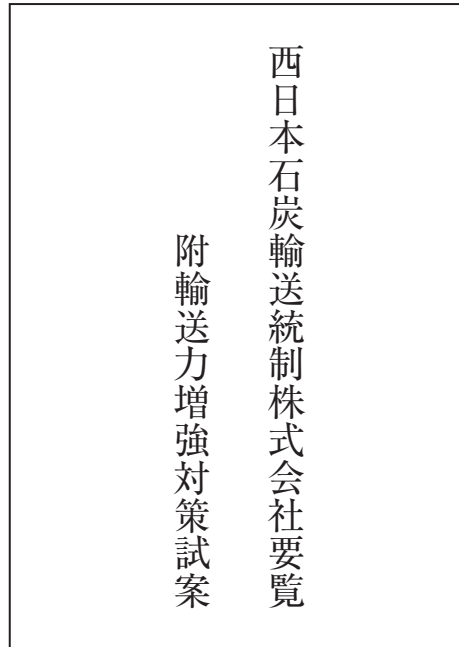
請求記号	タイトル	作成年月日	作成者 (→受取)	形態	数量
に 21 5	機帆船西日本石炭輸送統制株式会社 (仮称) 設立要綱案	[昭和17年9月25日]	海務院	紙	1
に 21 6	機帆船西日本石炭輸送統制株式会社 (仮称) 設立委員	[昭和17年9月25日]	[海務院]	紙	1
に 21 7	運航委託契約船所屬別一覧表	昭和17年9月30日	西日本石炭輸送委員会事務局	紙	1
に 21 8	第五回委員会議事録	昭和17年10月24日	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 21 9-1	[委員会議事録]	昭和17年12月15日	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 21 9-2	[評価委員会 メモ]	[昭和17年12月17日]	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 21 9-3	[委員会議事録]	[昭和17年12月18日]	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 21 9-4	[委員会議事録 メモ]	[昭和17年12月 17-18日]	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 22 -	西日本石炭輸送統制株式会社要覧 附輸送力増強対策試案	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 23 -	西日本石炭輸送統制株式会社定款	[昭和18年]	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 24 -	西日本各事務所	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	紙	1
に 25 -	西日本各支店及出張所	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	紙	1
に 26 -	大詔奉戴日訓示要録	[昭和18年4月8日- 昭和19年4月8日]	西日本石炭輸送統制株式会社	綴	1
に 27 -	社規集	[昭和18年]	西日本石炭輸送統制株式会社 神原譽	綴	1
に 28 1	労務調整令解説	昭和18年5月	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 28 2	原価計算規則 製造工業原価計算要綱	昭和17年4月3日	日本原価計算協会	冊子	1
に 28 3	[経理に関する書類]	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	紙	9
に 28 4	寄留地簡閲点呼参会願	不明	西日本石炭輸送統制株式会社	紙	1
に 28 5	簡閲点呼延期願	不明	西日本石炭輸送統制株式会社	紙	1
に 28 6	証明書	不明	西日本石炭輸送統制株式会社	紙	1
に 28 7	日炭若松支店機構	不明	本社総務部	紙	1
に 28 8	[覚書]	不明	不明	紙	4
に 29 1	七地区運送会社トノ連絡会議議事要録	昭和18年4月6日	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 2	機帆船積石炭輸送奨励金支給規定	[昭和18年]	不明	綴	1
に 29 3	石炭海上輸送奨励金請求書	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	紙	1
に 29 4	[電報略号に関する書類]	不明	[西日本石炭輸送委員会]	綴	1
に 29 5	重役会議	昭和18年4月22日	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 6	重役会議事録	昭和18年4月22日	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 7	各地区運送会社トノ協議会議事要録	昭和18年11月5日	西日本石炭輸送統制株式会社	綴	1
に 29 8	社報 第8号	昭和18年5月13日	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 9	社報 第19号	昭和19年	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 10	西日本石炭輸送統制株式会社[機関](案)	不明	[西日本石炭輸送統制株式会社]	綴	1
に 29 11	戸籍謄本御提出依頼ノ件	昭和18年5月8日	総務部長 (→本社各役員)	紙	1
に 29 12	履歴書送付依頼ノ件	昭和18年5月	総務部長 (→各事務所長・各 出張員首席)	紙	1
に 29 13	戸籍謄本御送付依頼ノ件	昭和18年5月8日	総務部長 (→各出張所長・各 出張員首席)	紙	1
に 29 14	会社経理統制令ニ基ク申請書等ニ関スル件	昭和18年5月1日	機帆船石炭輸送統制株式会社 社長 鶴丸廣太郎 (→大藏大臣 賀屋興宣)	紙	1
に 29 15	採用通知ノ件	昭和18年5月5日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長 (→村山茂)	紙	1
に 29 16	寄留抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長 (→西宮市役所戸籍 係)	紙	1

請求記号	タイトル	作成年月日	作成者（→受取）	形態	数量
に 29 17	戸籍抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→唐津市役所戸籍係）	紙	1
に 29 18	戸籍抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→松江市役所戸籍係）	紙	1
に 29 19	重役寄留抄本並ニ戸籍抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→東京事務所長代理 二見七郎）	綴	1
に 29 20	重役寄留抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→東京事務所長代理 二見七郎）	綴	1
に 29 21	寄留並ニ戸籍抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→加藤豊市）	紙	1
に 29 22	戸籍抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→高田村役場戸籍係）	紙	1
に 29 23	寄留（戸籍）抄本御送付依頼ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→取締役）	紙	1
に 29 24	社報送付ノ件	昭和18年4月30日	西日本石炭輸送統制株式会社 総務部長（→東京事務所長・大阪事務所長 濱中米次）	紙	1
に 29 25	履歴書	不明	〔日比勉〕	紙	1
に 29 26	〔設立新聞広告案〕	昭和18年4月	西日本石炭輸送統制株式会社	紙	1
に 29 27	印鑑証明書	不明	〔若松機帆船石炭運送株式会社・西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 29 28-1	〔役員会議事録 メモ〕	〔昭和19年2月1日〕	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	綴	1
に 29 28-2	〔役員会議事録 メモ〕	〔昭和19年〕	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	綴	1
に 29 28-3	〔役員会議事録 メモ〕	〔昭和19年〕	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	綴	1
に 30 1	〔役員会議資料〕 役員会議題	昭和19年2月1日	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 30 2	〔役員会議資料〕 生産業者所有株式一覧	不明	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 30 3	〔役員会議資料〕	昭和19年2月1日	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 30 4	〔役員会議資料・土地及び建物一覧〕	不明	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 30 5	〔役員会議資料・土地及び建物一覧〕	不明	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	1
に 31 -	覚書	昭和19年3月1日	西日本石炭輸送統制株式会社 取締役社長 鶴丸廣太郎	紙	1
に 32 -	第一期第二期併合営業報告書	昭和18年12月17日	西日本石炭輸送統制株式会社	綴	1
に 33 -	全機聯月報機帆船	昭和18年11月15日	全国機帆船海運組合聯合会	綴	1
に 34 -	昭和17年度機帆船積石炭運賃表	〔昭和17年〕	若松機帆船石炭運送株式会社	紙	1
に 35 -	〔協定書 覚書〕	〔昭和18年3月〕	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	綴	1
に 36 -	〔精算赤字 覚書〕	〔昭和18年10月-昭和19年2月〕	〔西日本石炭輸送統制株式会社〕	紙	2
に 37 1	大政翼賛運動規約	〔昭和16年4月11日〕	不明	紙	1
に 37 2	〔若松市・戸畑市会社一覧〕	不明	不明	綴	1
に 37 3	木船海運協会統制規定	不明	不明	紙	1

備考) 「に」 1～18までは主に日炭高松関係資料のため除外した。



[表紙]



[縦 26cm 横 18.2cm]

## 沿革

西日本石炭輸送統制株式会社ハ政府当局ノ要請ニ依リ九州山口炭ノ輸送完遂ヲ目的トシ、昭和十八年三月十九日石炭統制機關タル日本石炭株式会社、石炭生産業者及石炭輸送機關タル機帆船業者ヲ出資者トシテ設立セラレタルモノナリ

抑々九州山口炭ノ海上輸送ハ大型汽船ヲ以テ主タル機關トシ、之ヲ補フニ機帆船タル機帆船ヲ以テシ来レリ

然ルニ昭和十二年日支事変勃發シ、次デ支那事変ト進展スルヤ大型汽船

ノ大部分ハ軍用船トシテ直接第一線ニ活躍スルニ至リ、内地相互間其ノ他ノ近距離海上輸送ノ主使命ハ一ニ機帆船ノ双肩ニカカリ、九州山口炭ノ海上輸送ニツイテモ亦其ノ軌ヲ一ニスルニ至レリ

茲ニ於テ、当局ハ昭和十三年五月石油統制令ノ公布實施セラレタルヲ機ニ機帆船ノ燃料タル重油ノ規正ヲ目的トシ、若松石炭類輸送用重油規正組合ノ設立ヲ命ゼラレ、之ニ對シ總數約四千八百隻ノ機帆船其ノ他ヲ登録セシメ、之等ヲシテ九州山口炭ノ輸送用專屬船ナルコトヲ明ニシ、其ノ主目的タル石油類配給統制ヲ行フ反面消極的輸送ニ關スル統制ヲ實施セラレタリ

然ルニ昭和十六年十二月八日畏クモ大詔喚發セラレ、大東亞戰爭ノ勃發スルヤ石炭輸送ハ愈々其ノ重要性ヲ昂メ、遂ニ政府ハ海運統制令ニ基キ機帆船ノ航行制限ヲ實施スルト共ニ、若松石炭類輸送用重油規正組合ニ登録セル總噸數十五噸以上ノ機帆船其ノ他ニ對シ、全國機帆船海運組合聯合會ト運航委託ノ契約ヲ為スベキコトヲ命ジ、以テ石炭海上輸送ノ一元的統制ヲ策サレタリ

全國機帆船海運組合聯合會ニ於テハ之ガ運營機關トシテ西日本石炭輸送委員會ヲ設置シ、其ノ役員ノミナラズ多年石炭海上輸送ニ經驗ヲ有スル者ヲ委員トシ、以テ計画輸送ノ統制實施ヲナセリ

然レドモ其ノ后ニ於ケル戰局ノ進展ハ之ヲ以テ尚足レリトセズ、当局ハ多年海上輸送ニ幾多ノ貢獻ヲ為シ来レル回漕業者ヲ軋廢業セシメテ、各地ニ運送会社ヲ設立セシムル等ノ施策ヲ講ゼラレタルモ、更ニ統制ノ強化ト輸送計画ノ實施ヲ為ス機關ノ緊要ナルニ鑑ミラレ、設立委員長ニ海務院長官ヲ設立委員ニ關係海務局長、日本石炭株式会社役員、石炭生産業者代表及機帆船關係業者等ヲ委嘱シ、九州山口炭ノ輸送会社ノ設立ヲ

命ゼラレ、同時ニ西日本石炭輸送委員会ト若松石炭類輸送用重油規正組合トハ解散シ、石炭輸送ヲ目的トスル石炭輸送株式会社ノ所有船舶其ノ他ノ有体財産ハ之ヲ□収シ、之等ノ行ヒ来レル事業一切ノ繼承ヲ指示セラレタリ

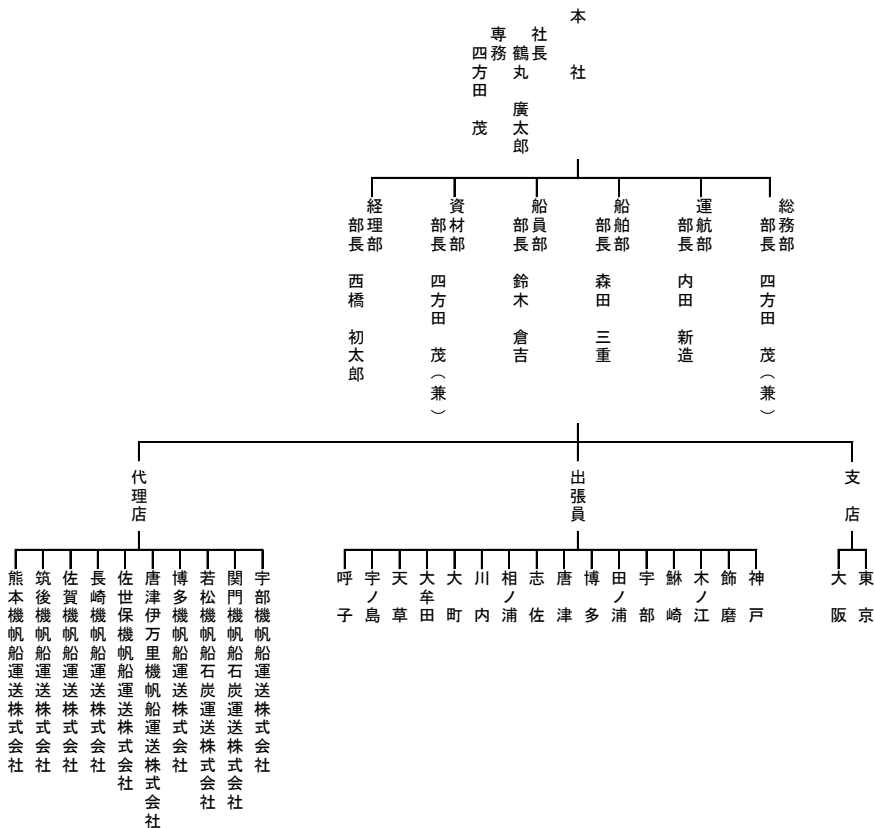
此ノ趣旨ニ基キ準備ヲ完了シ、更ニ商法上ノ手續ヲ経テ設立セラレタルカ西日本石炭輸送統制株式会社ナリ

会社設立後ハ全国機帆船海運組合聯合会ト運航委託契約中ノ全船舶ノ運航委託ヲ命ゼラレ、石炭輸送ノ取扱ヲ主タル目的トスル関係各地ノ輸送会社ヲ下部機構トシテ現場の業務ヲ司ドラシメ、之等船舶ト機帆船其ノ他之ニ準ズル石炭輸送用船舶ヲ統□シ、以テ政府樹立ノ九州山口炭ノ輸送計画ノ実施ヲナシ来レリ

次デ昭和十八年七月、戦時船舶管理令ニ基キ運航委託ノ受命船舶中ノ一部国家使用トナルヤ船舶運管会ノ□航実務者タル指定ヲ受ケ、之等船舶ノ運航ノ実務ヲモ取扱居レリ

尚本社ノ機□、役員、輸送実績其ノ他ハ別項ノ通りナリ

本 社 機 構



## 輸送力ノ増強対策

イ. 管下運送会社ノ統合ヲ急速ニナスコト

石炭積出シ地区機帆船運送会社ハ石炭輸送ノ取扱ヲ為スヲ主タル目的トシテ設立セラレタルモノナレドモ、西日本石炭輸送統制株式会社ノ設立後ニ於テハ其ノ大部分ノ事業ヲ之ニ移譲シ、其ノ代理店トシテ専ラ現場の業務ヲ為シ石炭輸送ニ貢献スルコト大ナリト雖モ、石炭輸送ノ一元的統制ノ強化ヲ緊要トスル時局下ニ於テハ、西日本会社ニ於テ其ノ所屬船舶全部ヲ完全ニ把握スルト共ニ一貫セル命令體制ニ於テ輸送ノ実施ヲ為スノ要アリ、仍テ之等諸会社ヲ統合シ、末端組織ニ至ル迄現場業務ニ対シテモ其ノ責任ニ於テ之ヲ完遂スルニ於テハ、輸送ノ強化期シテ俟ツベキモノアリト思惟ス

ロ. 不登簿船ノ改則ヲ行ヒ総噸數十五噸以上ノ機帆船及被曳船ヲ国家使用トナスコト

石炭輸送専屬船ハ総テ之ヲ国家使用トナシ、完全ニ之ヲ把握スルト共ニ運賃ノ不合法ニ依ツテ生ズル船主經濟ノ不利ヲ救済スルノ要アルナリ

然ルニ現在石炭輸送用専屬船ノミニテモ不登簿ノ隻數ハ実ニ一六五一隻ノ多キニ達シ居レリ。然レドモ之等ノ船舶ハ謂ワユル反則船ニシテ、総噸數々十噸以上ニシテ当然船舶法ノ適用ヲ受クベキモノナリ、仍テ之等ヲ改則シテ正確ナル噸數ヲ算定シ、総噸數十五噸以上ノ船舶ハ總テ之ヲ国家管理トナシ、同時ニ被曳船ニツイテモ同様ノ趣旨ニ依リ国家使用トナスノ要アルモノト思惟ス

ハ. 復荷利用ヲ計画化スルコト

西日本石炭輸送統制株式会社所屬船舶ハ石炭輸送ヲ目的トスルモノナレドモ、復荷ヲ全然積載セザルニ於テハ航海技術上却ツテ其ノ率ヲ低下スルコトアルト共ニ、物資ニ依リテハ何等他ニ寄港或ハ迂回ヲ要セズシテ積地ニ回航出来得ルモノアリ（抗木、石灰石ノ如キ）、仍テ復荷ヲ計画化スルニ於テハ石炭、製鉄等ノ造産ニ寄与スルトコト大ナルノミナラズ、船腹ノ調節ト運航能率ノ昂揚ニ資シ得ルノミナラズ、最近特ニ軍方面ヨリ命ゼラル、軍需品ノ緊急輸送ニモ応ジ得ベシ

ニ. 炭種ノ統一ヲ急速ニ実施スルコト

現在ノ炭種ハ多種多樣ニシテ船内積込配船其ノ他種々ノ支障アリ、之ガ為運航能率ヲ阻害シツツアルハ衆知ノ事實ナリ。幸ニシテ日本石炭株式会社ノ機構拡□ノコトアリテ、ソレヲ機會ニ炭種ヲ統一セラル、ヤニ灰聞スルモ、時局下輸送力強化上早急之ヲ実施セラルル要アリト思惟ス

ホ. 積揚荷役ノ促進ヲナスコト

現在機帆船ノ運航能率ハ未ダ旧習ヲ脱シ得ズ事局ニ□<sup>（マ）</sup>應シ得ザルハ遺憾ナリ、コレハ機帆船ノ性能ト船員其ノ他ノ事局認識ノ不徹底等船舶ニ基因スル事情ノ存在スルハ否定出来得ザル事實ナレドモ、荷役作業ノ緩慢遲延ニ因ルモノ亦大ナリ、仍テ荷役設備ノ改善充實、港湾勞務者ノ整備、其ノ他ノ施策ヲ行ヒ、以テ荷役作業ノ促進ヲ図ル要アリト思惟ス

へ. 機帆船用ノ港湾施設ハ少量ノ資材ト少額ノ経費ヲ以テ整備改善出来得ルニ拘ラズ、未ダ不完全ニシテ荷役能力ヲ阻害スルモノ多シ、例ヘバ佐々、江迎、楠久方面ハ原料炭ヲ産出シ居ルモ、港湾施設不備ニシテ機帆船ノ積込困難ナルノ実状ナリ、仍テ之等ノ施設ヲ至急改善スルノ要アリト思惟ス

ト. 輸送距離ノ短縮ヲ図ルコト

現在三池及住江港ヨリ阪神向機帆船ニヨリ積送サル、石炭八月五〇、〇〇〇噸ヲ下ラズ、然ルニ三池阪神間ノ海上航走距離ハ若松阪神間（二八六哩）ノ約二倍ニ当リ、尚其間佐世保防禦海面ヲ通過シ玄海ヲ乗切ル等航行困難且長時間ヲ要スルタメ、兩港ヨリ若松、戸畑又ハ門司港ヘ貨車輸送ヲナシ、同港ヨリ海上輸送ヲナスニ於テハ現輸送力ヲ倍加シ得ルモノト思惟ス、尚荊田港（目下工事中）及ビ宇島港ノ施設ヲ改善シ、筑豊炭ノ一部ヲ若松港ヨリ同港ニ振替ヘ積送スルコトモ輸送力増強ニ寄与スルコト不尠

チ. 航海能率増強ノ為航海奨励金ノ増額並ニ其ノ支給方法ヲ簡易化スルコト

機帆船ハ帆船時代ヨリノ慣習ニ依リ船員ノ給与等ニ於テモ運賃収入ノ歩合制度ニ依リタルモノ多シ。然ルニ国家使用船トナリ定額給与トナリタル結果、収入減ヲ来シタルノミナラズ、士氣ニ欠クルモノヲ生ジタルハ否定出来得ザル事実ナリ、仍テ奨励金ヲ増（額増）シテ之ヲ補フト共ニ機帆船々主並ニ船員ノ素質ヲ考慮シ、簡單ニ其ノ額ヲ察知出来得ル如クナスト同時ニ毎航海ノ終了后ニ之ヲ支給スル措置ヲ

□ズル要アリト思惟ス

リ. 船舶修繕工場ヲ運航実務者ニ経営セシムルコト

現在船舶修繕ノ不能或ハ遅延ノ為（遅延カ）□能率ヲ阻害シツ、アルコト亦衆知ノ事実ナリ、然モ修繕料ニ至ツテハ船主經濟ヲ脅スモノアリテ、一部船主中ニハ充分ナル修繕ヲ為サズ船舶ノ性能ヲ充分ニ發揮シ得ザルモノアリ、仍テ運航実務者ニ於テ修繕専門工場ヲ経営シ、修繕ノ迅速ヲ期スルト共ニ修繕料ヲ適正化スルノ要アリト思惟セラル

ヌ. 燃料油及マシノ油等ヲ積地ニ於テ全量配給スルコト

現在機帆船ノ給油状態ハ一航海分ヲ航行ノ途中又ハ揚地ニ於テ数回ニ涉リ補給スルモ、其都度数時間永キニ於テハ二日三日ト停船シ運航能率低下スルノミナラズ、現品不足勝ノ折之ガ分散スルコトハ一層補給難ニ陥ルコト屢々ナリ。各積地ニ於テ所要全量ヲ補給スルコトハ能率増進上最善ノコトト思惟ス

ル. 運航用資材ノ確保ニ関スル措置ヲ講ゼラレタキコト

船舶運航用資材ハ概ネ手帳制ニヨリテ地方船用品会社ヨリ購入シツツアルモ入手困難ニシテ、為メニ滞船スルコト尠カラズ、仍テ之ガ所要量ヲ予メ申告シ船用品会社ヲシテ其量ヲ確保セシメ、優先配給ヲナスコトハ（要請）□航能率増強上緊要ナリト思惟ス

ヲ. 船員ノ確保並ニ其ノ素質向上ノ措置ヲ講ゼラレタキコト

新船員ノ採用ニ関シテハ船舶運営会ニ於テ諸種ノ施策ヲ講ゼラレ

ツ、アレドモ未ダ其ノ実績充分ナラズ、之ハ青少年ノ大部分ガ船員  
特ニ小型船舶ノ船員タルコトヲ欲セザルニ因ルモノナリ、仍テ船員  
ニ対シテモ国民徴備令ヲ適用シテ之ヲ確保スルト共ニ訓練所ヲ設  
置、之ニ乗組ニ至ル迄ノ新船員ト既成予備船員ヲ入所セシメ、以テ  
時局認識ト船員精神ノ昂揚ヲ図ル要アルナリ

ワ、船舶乗組員ノ食料品其ノ他ノ必需品ヲ確保シ且其配給ヲ合理化スル  
コト

現在船員用品トシテハ米、其ノ他少量ノ食料品、作業衣、少量ノ日  
用品等ノ配給ヲ為シ、其大部分ハ海運報國団ヨリ木船海運協会本  
部、更ニ其ノ支部ヲ通ジテ各船舶ニ配給サレツ、アレドモ、其ノ量  
極メテ少ク船員ノ労働力ニ支障ヲ生ズル状態ナレドモ、更ニ之ガ配  
給機構ノ配船ト伴ハザル為、各船舶ハ之ガ入手ノ為メ遠隔ノ地ニ出  
張セザルベカラザル等ノコトアリテ、船舶ノ出航ニサハ支障ヲ生ズ  
ルコトアリ、仍テ船員ニ対シテハ現在配給シツ、アル物資ハモトヨ  
リ、味噌、醬油、其ノ他生鮮食料ニ至ル迄其ノ生活ニ要スル最少限  
度ノ物資ヲ確保スルト共ニ、海運報國団ヨリ直接（少クモ木船海運  
協会本部ヨリ直接）西日本会社ニ配給シ、本社ニ於テハ各船舶ノ航  
路変更アリトモ如何ナル積地或ハ揚地ニテモ支給出来得ル如ク配給  
ノ合理化ヲ為スノ要アリ

### 現行制度ニ於ケル輸送上ノ支障事項

イ、計画配船中ノ船舶ヲ軍ニ於テ徴備又ハ運航セラル、コト

軍ニ於テハ計画配船中ノ船舶ヲ屢々徴備又ハ運航セラレツ、アリ、  
之等ハ作戰上已ヲ得ザルコトナランモ、機帆船ハ通信機関ノ不備其  
ノ他ニ依リ配船ノ編成替困難ニシテ、之等ノ計画輸送ニ及ボス影響  
至大ナリ、故ニ徴備セラル、場合ニ於テモ出来得ル限り事前ニ通報  
セラル、等ノ措置ヲ構ゼラル、ト共ニ、軍ノ借上ゲ又ハ命令ト称セ  
ラレテ緊急輸送ニ配船中ノ船舶ヲ船主其ノ他ニ直接命ジテ使用セラ  
ルコトナク、事前ニ関係当局或ハ配船計画ノ実施ヲナス当事者ニ下  
命セラル、ニ於テハ、配船計画ニ支障ヲ生ゼズシテ軍ノ要望ニ添ヒ  
得ベシト思惟セラル

ロ、国家使用船ノ讓渡、運航受託船ノ備船、其ノ他海運管理令等ノ諸規  
定違反事項ニ関スル取締ノ緩ナルコト

国家管理船ノ讓渡ハ当局ノ許可ナクシテ出来得ザルニ不拘、之ヲ無  
視シテ讓渡ヲナスモノアリ、為ニ使用目的ノ徹底ヲ欠キ或ハ通信指  
令ノ通達等ノ不能、遅延屢々ナリ、又運航委託受命船ヲ需要家ニ於  
テ備船シ、自己物資ノ輸送ヲ目的シ、甚ダシキニ至リテハ石炭以外  
ノ物資ヲモ輸送セシムルモノアリ、其ノ他無智ナル船主中ニハ海運  
統制令、戦時海運管理令等ヲ無視スルモノ多々アリテ計画配船ニ支  
障ヲ生ズルコト至大ナリ、仍テ之等ノ嚴重取締ヲ勵行セラル、ニ於  
テハ、悪弊忽ニシテ除去セラレ輸送計画ノ完遂ヲ期シ得ベシ



ハ、国家管理船以外ノ船舶讓渡ニ関スル取締規定アラザルコト

国家管理船以外ノ船舶讓渡ニ関スル取締規定アラザル為、本年四月以降其ノ讓渡ヲ為シ本社ニ届出ラシタルモノノミニテ一五八隻、其ノ外届出未済ノモノ多数アリ、之ガ為運航指令ノ通達不能、遅延ハモトヨリ、甚ダシキニ至ツテハ一時他目的ニ使用スル者サヘアリテ輸送ニ支障ヲ生ズルコト大ナリ、仍テ之等ニ対シテモ許可制ヲ採用スルノ要アリト思考ス

ニ、船名変更ノ自由ナルコト

現在ニ於テハ船名ノ変更自由ナル為之ヲ変更スル者多数ナリ（不登簿船最モ甚ダシ）、之ガ為本社ノ如ク多数ノ船舶ヲ擁スルトコロニ於テハ指令其他ノ通達不能、遅延、混乱等甚ダシク其ノ輸送ニ及ボス影響少シトセズ、仍テ之ニ対シテモ相当取締ノ要アルモノト思惟ス

ホ、国家使用船以外ノ船舶ニ関スル滞船料制度ノ低率且緩ナルコト

国家使用船以外ノ船舶ニ対スル滞船料制度ハ海運界不況時ノ遺物ノ如キ感アリ、為ニ荷主ノ早出ニ対スル協力ニ欠クルモノアリテ運航能率ニ影響スルコト極メテ大ナリ、仍テ之等船舶ノ性能等ヲ考慮シ適正ナル滞船料制度ヲ設ケ、以テ運航能率ヲ昂揚スルノ要アリト思惟ス

ヘ、石炭輸送奨励金交付手続ハ煩瑣ニシテ機帆船ノ実情ニ添ハザルコト

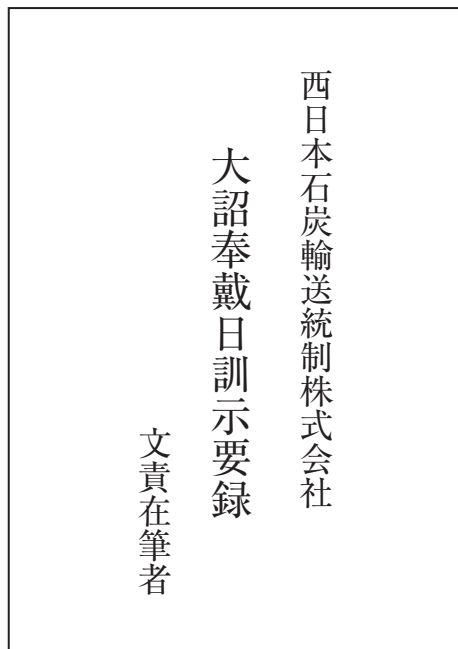
石炭輸送奨励金ハ冬季石炭運賃ノ三割三分三厘、夏季二割三分八厘

ニシテ多クノ船主ハ之ヲ運賃ノ一部ノ如ク思惟シツ、アルニ、其ノ交付手続ハ<sup>(請カ)</sup>求書ニ一々船主ノ調印ヲ必要トシ、本社ニ於テ裏書ヲ為スガ如キ方法ニ依ルモノナレドモ、機帆船船主ノ大部分ハ遠隔ノ地ニアルノミナラズ船主船長共ニ文字サヘ充分ニ解セザルモノアリ、為ニ之ガ支給ニ多数ノ時日ヲ要シ船主ニ不満ヲ与ヘルコト大ニシテ、遂ニハ輸送上ニ支障ヲ生ジツ、アリ、仍テ政府交付ノモノナリ故嚴ナルハ当然ナレ共、本社ノ責任ニ於テ之ガ交付ヲ受得ル等諸事項ニ関シ出来得ル限り簡易ナル方法ニ依ルノ要アリ

ト、石炭運賃ノ合利的<sup>(マカ)</sup>ナラザルコト

現行石炭運賃ハ其ノ奨励金ヲ加算スルモ尚原価計算ニ依ツテ算定セラル、モノ、数十%ニ過ギズ、為ニ石炭輸送ニ協力ヲ欠キ又ハ復荷其ノ他ヲ漁リ、為ニ石炭輸送能力ヲ阻害スルモノ多シ、仍テ石炭運賃ヲ原価計算ニ依ツテ算定サレタル運賃額ニ改訂スルノ要アリ

〔表紙〕



〔縦 26cm 横 18.2cm〕

四月八日 (昭和十八年)

- 一、午前九時
  - 一、石炭輸送株式会社若松支店階下集合：…輸送会社支店員、西日本委員、事務員、重油規正組合事務員
  - 一、国民儀礼
  - 一、四方田専務大詔捧読
  - 一、四方田専務訓示：…要旨左ノ如シ
- 時局下重大ナル任務ヲ帯ビテ設立セラレタル本社ハソノ使命ヲ完遂

セネバナラヌガ、茲ニ我々ガ一ツ注意セネバナラヌ事ガアル  
ソレハ我々ノ会社ガ寄合世帯デアル為ニオ互ニ里心ガ生ズル虞ガアリ、摩擦ガ生ジ易イ事之デアル、嫁ガ里ヘ帰ツテトヤカク言フ事ガ一家ノ不和ヲ生ズル素デアルト同様デアルカラ、此ノ点我々寄合世帯ハ充分ニ戒メネバナラヌ  
若シモ不満ヤ不足ノアルトキハ里心ヲ出サズニドシト上司ニ告ゲテ頂キ度イ、但シ其ノ際必ズ順路ヲ経テ係ノ人ハ係長ニ、係長ハ課長ニ、課長ハ部長ニ、ソシテ我々ニトイフ順路ハ誤ラヌ様ニシテ頂カネバナラヌ

五月八日

- 一、八時四十分全員階下集合
  - 一、国民儀礼
  - 一、小幡常務大詔捧読
  - 一、小幡常務訓示：…要旨左ノ如シ
- 昭和十六年十二月八日、突如トシテ宣戦ノ大詔ガ喚発セラレテカラ早クモ一年半ニナル、アノ時ノラヂオ放送ハ何レノ地カデ我々ハ聞イテキル、ソノ時ノ感激ヲ忘レズニ胸ニ懐イテ日々ノ業務ニ励ンデ行キタイ事ヲ皆サンモ私モ誓ヒマセウ
- 六月八日
- 一、午前八時四十分全員階下集合
  - 一、国民儀礼
  - 一、四方田専務大詔捧読

一、ク 訓示：要旨左ノ如シ

山本聯合艦隊司令長官ハ第一線ニ於テ悲壯ナル戦死ヲ遂ゲラレ、アツツ島ニ於ケル山崎部隊ハ孤立無援玉碎セラレ、戦局ハ愈々深刻トナツタ

私ハ此ノ度企画院、海務院、商工省等ヲ訪ネ種々協議シテ戻ツタノデアルガ、官庁各方面ノ我が社ニ期待スル所ハ実ニ大キク我々ノ想像以上デアアル、就而我々ハ此ノ使命ヲ果ス為ニ決意ヲ新タニセネバナラスト思フ

統制会社ハ動モスルト収賄事件ガ起リ勝ちデ此ノ点充分留意セネバナラヌガ、若シモ我々ノ友ノ中デ心弱ク斯カル方面ニ陥ルモノガアツタナラバ身ヲ以テ救ハネバナラヌ

会社モ追々人員モ整備サレツ、アリ、社員ノ中ニハ機帆船界外ノ方面ヨリ入ツタ方モ相当アルガ、或ハカウイフ方カラ見ルト会社ニ対シ御意見ヤ御氣附ノ点モ有ラウト思フノデ遠慮ナク申シ出テ頂キ度イ、但シ係ノ人ハ係長ニ、係長ハ課長ニ、課長ハ部長ニトイフ順路ハ誤ラヌ様ニセネバナラヌ

社長ハ周知ノ如ク非常ニ多忙ナ体デアツテ、諸君ニ親シク御会ヒスル機会ガ欲シイケレ共中々得ラレナイ、社長ハ機帆船ニヨル石炭輸送ニハ非常ナ責任ヲ感ジテ居ラレ、「若シモコノ責務ガ果サレヌ時ハ腹ヲ切ツテ済マサレルコトナライ、ケレドモ、腹ヲ切ツテモ未ダ済マサレヌ」ト何時モ言ツテ居ラレルガ、我々モ社長ノ心ヲ心トシテ仕事ヲヤツテユカネバナラヌ

所感ヲ述ベテ挨拶ニ代ヘル

以上

七月八日

一、午前八時四十分全員階下集合

一、国民儀礼

一、小幡常務大詔捧読

一、ク 訓示：要旨左ノ如シ

月々大詔ヲ奉戴シテ我々ハ感激ヲ新タニシテキルワケデアルガ、今日ハ一言私ノ感想ヲ述ベル、此ノ会社ハ設立サレ業務ヲ開始シテヨリ三ヶ月トナリ、社員ノ一挙手一投足ガ社会ノ注目ノ的トナツテキル、石炭トイフ重要物資ノ輸送ニ携ツテキルカラニハ国ノ為ニ仕事ヲシテキル事ヲ自覚シ、世間ノ人カラ彼レ是レ言ハレルヤウナコトノナキヤウセネバナラスト思ヒマス

一、新任社員紹介（塩路庶務課長）

六月一日以降今日迄ニ新タニ御入社ニナリマシタ社員ヲ御紹介申上マス

（可兒紀夫氏外）

八月八日（日）：：無シ

九月八日（水）

一、八時四十五分階下ニ集合

一、国民儀礼

一、四方田専務大詔捧読

一、四方田専務訓示

石炭輸送ノ切迫状勢ハ我々ノ想像以上ナルコト

諸君ハ今迄ノ經驗ヲ充分生カシテ行クヤウ本人モ上司モ心掛ケ、横  
ノ連絡、縦ノ連絡（外部ニ対シテモ）ヲ図リ、会社ガ火ノ弾トナッ  
テ難局ニ当レ度キコト  
投書等ガ相当アル、統制会社ニ附キモノ、如クナルモ我々ハ諸君ヲ  
信ズル故、諸君ハ自ラヲ省ミテ自重サレ度キコト

十月八日（金）

一、九時五分階下集合

一、国民儀礼

一、四方田専務大詔捧読

一、四方田専務訓示

時局モ戦局モ益々重大ヲ加ヘ来ル時、畏クモ天皇陛下ニハ曩ニ石炭  
統制会ヨリ松本健次郎氏ヲ、船舶関係ヨリ山下亀三郎氏ヲ召サレ  
種々御聴取遊バサル、関係業務ニ携ル我々トシテハ如何ニシテ之ニ  
御応ヘ申上グベキカ非常ナ責任ヲ感ズル次第デアル

機帆船ハ以前汽船ノ補助的役目ヲ果シ居リシガ、現在デハ最モ重要  
ナルモノトシテ世間カラ多大ノ期待ガ掛ケラレ、西日本ハ強化セネ  
バナラスト云ハレテキル次第故大ニ頑張ラネバナラスト

次ニ政府ハ男子ノ就業ヲ禁止スベキ職種ヲ発表シ、女子ニ代ラシム  
ルコト、ナル、今迄女子ヲ非能率のトシテ輕蔑シ居リシモ、日本ノ  
母ハ強イノデアアルカラ之カラハ男モソノ心算デドンド仕事ヲ教ヘ、  
女子モ出来ルコトハドシドヤツテ行クヤウ要望スル

以上、式終

一、庶務課長ヨリ

イ、野畑常三郎外九月八日以降新入社員ノ紹介アリ

口、出勤率ノ件、皇軍將兵ノ勞苦ヲ察シ務メテ出勤率ヲ昂揚シ、苟  
クモ微用逃レのニ出社スルガ如キ事ノナキ様要望スル（出勤率  
表掲載）

ハ、大尉以上ノ武官来社ノ節ハ敬礼ヲ尽スト共ニ、会社内ニ在リテ  
モ道デ会フ時或ハ朝出社ノ際、下級ノ者ハ上級ノ者ニ敬礼ヲシ、  
鞏固ナル組織タラシムベキコト

以上

十一月八日（月）

一、九時五分階下集合

一、国民儀礼

一、四方田専務大詔捧読

一、四方田専務訓示

社長ニ是非出テ頂キ御話ヲ承ル事ニシテキタガ、昨晚上京セラレタ  
ル為、私ガ一言御挨拶ヲ述ベル

先月ヨリ一ヶ月間ニ情勢ノ変化ハ種々アッタガ、ソノウチ我々ノ監  
督官庁タル通信省ハ運輸通信省トナリ、商工省ハ企画院ト共ニ軍需  
省トナッタノデ、今後ハ運輸通信省ナリ軍需省ナリノ監督ヲ受ケル  
事トナッタ訳デアル

次ニ我々ガ何時モ提携シツ、アル日本石炭ハ、各生産業者ヘノ売戻  
制ヲ止メテ機構ハ強化サレ、日炭設立ノ本来ノ趣旨ノ如ク配給部面  
ハ日炭一本建トナッタ、之ト平行シ我ガ社モ設立早々ヨリ運送会社  
トハ一ツ機構内ニ在ル如ク仕事ヲシテ来タノデアアルガ、今回一緒ニ

ナル前二五〇屯以上ノ機帆船ガ徴備サレルニ付、非常措置トシテ運送会社ノ社員ヲ当社囑託トシテ依頼シ、仕事ヲシテ行クコト、ナツタ

将来一緒ニナル際心棒トナルモノハ当社デアリ、ソノ心棒ガ弱体デアツテハ全体モ弱体トナルベク、皆様ハ一致シテシツカリヤツテ頂キ度イ、会社ガ強力デアルノハ小才ガ利イテ人ヲ誤魔化スヤウナノヲ言フノデハナイ、少シノ間隙モナク一致団結シテユクノヲ言フノデアル

一、庶務課長新任者紹介アリ

以上

十二月八日（水）曇後晴

一、九時十分階下集合

一、国民儀礼

一、西橋常務大詔捧読

一、西橋常務訓示

四方田専務モ博多へ出張中ダシ、内田常務モ上京中ナノデ、<sup>(註)</sup>潜越作ラ私ガ御挨拶申上ゲル

昭和十六年ノ本日、宣戦ノ大詔ガ喚発サレテヨリ満二周年ヲ迎へ、我々ハアノ日ノ感激ヲ新タニセネバナラスト思フ、自分ノ事ヲ申スモ恐縮乍ラ、アノ前日（日曜）、実ハ唐津へ帰ツテ居リ、翌八日朝戸畑へ帰ツタラ娘ノ子ガ迎ヒニ出テキテ大詔ノ喚発ヲ伝ヘラレタ、ソノ時自分ハ暫シ立チスクンデ歩クコトモ出来ナカッタ、日本ハ支那事変ヲ戦ヒツ、尚世界ノ強国米英両国ヲ相手ドツテ、果シテ戦ヒ

抜キ得ヨウカトイフ心配ト、長年米英カラ頭ヲ抑ヘラレテキタノニ対シ氣ガ晴々トシタ様ナ感激ト、二ツガ同時ニ強ク胸ヲ打ツタカラデアル、恐ラク皆様モアノ時同感デアツタ事ト信ズル

ソレカラ真珠湾ノ爆撃、香港、マニラ、新嘉坡ノ爆撃等次々ニ大戦果ガ拳ツタガ、敵モ漸クガダルカナルデ以テ食ヒ止メタ形デアル目下ギルバート諸島ニ於テ、マーシャル群島ニ於テ戦局ハ益々苛烈トナツテキル、此ノ際我々ハ大ニ引緊<sup>(註)</sup>メテカ、ラネバナラヌ

翻ツテ我が社ノ事ヲ考ヘルニ、直接ノ軍需工場デナイ当社ハハッキリシタ数字ニヨル生産モナシ得ルノデナク、幾ラ我々バカリガ焦ツテモ結局船長サンガ協力シテ呉レネバ成果ハ挙ラヌワケデ、謂ハゞ石垣デ云ヘバ表面ニ出ナイ中ニ埋モレタ石デアル、然シ此ノ石ナクシテハソノ石垣ノ上ニ立ツ建物ハ強固デアリ得ナイ、国家トイフ建物ハ支へ切レナイ

空中ハ然モ尚風ガ強イ、烈風ガ吹イテキル、我々ハ烈風ニサラサレテキル、建物ヲ支ヘルベク大イニ頑張ツテユキ度イ

勝子抜ク誓 唱和

一、一同礼

一、塩路庶務課長ヨリ豊谷研三外新入社員ノ紹介アリ

一月八日（土）

一、九時十分階下（明治町）集合

一、国民儀礼

一、佐藤資材副部長詔書捧読

一、佐藤副部長訓話



時局ニ就イテハ皆様充分御認識ノ筈ダカラ別段申上ゲル事ハナイ

唯、我社重役連ハ元日早々カラ機帆船督励ノ為各地へ出張サレテキ  
ル、上司斯クノ如クデアルカラ、我々モ上司ノ心ヲ心トシテ大イニ  
仕事ニ精励セネバナラスト思フ

一、一同礼

一、塩路庶務課長ヨリ新入社員ノ紹介アリ

二月八日(火)

一、九時十分運航部室(元海岸通表二階)ニ集合

一、国民儀礼

一、四方田専務大詔捧読

一、四方田専務訓話

要旨、時局ハ益々逼迫化シ来リ、我社ハ時局ガ第一線ヘト押シ立テ、  
了ツタ、我々ハ凡ユル隘路ヲ克服シテ此ノ使命ヲ果サネバナラス、  
隘路打開ノ一方策トシテ運送会社ト渾然一体化スルコト、ナリ、三  
月一日カラ早速実質上本支店関係デ仕事ヲヤツテユクコト、ナツテ  
キルカラソノ積リデキテ貫ヒ度イ

一、一同礼

一、塩路庶務課長 藤原正人外新入社員ヲ紹介ス

三月八日(水)

一、九時十分運航部室(表二階)集合

一、国民儀礼

一、小幡総務部長大詔捧読 一、勝子抜ク誓

一、小幡総務部長訓示

昨年十月応召シ、本年二月内地帰還、二月八日招集解除トナリ、八  
日ヨリ再び出社スルコト、ナリ、応召前ト同様ノ職務ニ執クコト、  
ナツタニ付イテハ、新シイ社員モ相当沢山居ラレルガ、皆様ノ御協  
力ヲ御願ヒシテ挨拶トスル、顧ルニ昭和十六年十二月八日、先程捧  
読ノ詔書ガ喚発セラレタルトキハ、皆様何処カデラヂオノ放送ヲ聞  
カレ、非常ナ感激ニ打タレタコト、思フ

然シ緒戦ノ戦果ノ為ニ誰シモ日本人トシテ感ジタ感激ヲ現在誰シモ  
ガ胸ニ懐イテキルカドウカハ疑問ト思フ、戦局ハ益々緊迫且重大性  
ヲ加ヘテキル時必勝ノ信念トイフ事ガ必要デアル、戦陣訓ニモ必勝  
ノ信念ハ不斷ノ訓練カラ生ズトイフノガアルガ、我々ハ不斷ノ「努  
力」ニ依ツテ必勝ノ信念ガ生ズルト思フ、二月ニハ鈴木查察使ノ来  
若アリ、我々ハ大詔喚発時ノ感激ト鈴木查察使ガ殆ド西日本社ノ為  
ニ御出デニナツタトイフ感激ヲ忘レズニ、コノ重大使命ヲ果シテユ  
キ度イト思フ、御承知ノ通り、三月一日カラ実質上各地ノ運送会社  
ガ当社事務所トシテ一体トナツテ仕事ヲシテキルガ、名実共ニ一体  
トナルノハ既定ノ事実デアルガ、各地ノ運送会社ガ我々ノ会社ニ一  
緒ニナツテクルノデモナク我々ガ一緒ニナルノデモナイ、唯凡テ国  
家ノ為戦力増強ノ為トイフ氣持デ合同スルノダト思ヘバ、自然蟠リ  
モ少クテ済マウト思フ

次ニ社標バツヂハ、西日本勤務者以外ノ者ハツケラレタノダトイフ  
誇ヲ以テツケテ頂キ度イ

一、塩路庶務課長ヨリ山井荒太外州名ノ新入社員ノ紹介アリ

四月八日(土) 雨後曇

一、八時卅分運航部室(表二階)ニ集合

一、国民儀礼

一、四方田専務大詔捧読

一、四方田専務訓示要旨

時局ハ益々逼迫シテ国家隆替ノ岐ル、処ハ実ニ十九年度上四半期ニ懸ルト聞イテキル、石炭輸送ノ任ニ当ル者ノ責任ヤ真ニ重且大ト言ハネバナラヌ

昨日ハ博多ニ於テ石炭関係ノ会議ガアツテ、石炭輸送ニ対シテハ吉田海運局長外非常ニ真剣ナルモノガアツタ、要スルニ炭礦ニ於ケル出炭目標ノ数字ヲ見テ、果シテ之ダケノ数字ガ出シ得ルカドウカ甚ダ疑問ニ思ツタ次第デアル、就テハセメテ石炭輸送ノ面ニ於テ之ヲ補ハネバナラヌト思フ、石炭輸送ノ逼迫スルノハ唯ニ一、二、三月ノ冬場ノミデハナイ、今般或方面ニ相当ノ船腹ヲトラレテキルコト故、我々ハ夏分ト雖モ心ノ緊張ヲ純(緩)メルコトナクコノ重大使命ヲ完遂シテ頂キ度イ

永イ間懸案トナツテキタ地区機帆船会社ノ接収合同問題モ遷延サレ勝チデアツタガ、漸ク最近ニ至ツテソノ徴候ガ見エ始メタノデ、近ク合併シ輸送隘路モ打開サレルコト、思フ

一、江口秘書係長ヨリ永山定武外六十四名(含挺身隊)ノ新入社員紹介アリ

